

静岡県弁護士会 あっせん・仲裁センターが
令和5年台風2号に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の仲裁(災害ADR)

令和5年台風2号による水害・土砂災害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？
弁護士会の仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の紛争について、弁護士が仲裁人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は
無料です
(紛争解決時には成立
手数料が発生します)

申立てを
弁護士が
サポートします

原則3回以内の
話し合いで紛争解決
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある
紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震、平成30年の岡山
豪雨災害、令和4年の台風15号の際にも数
多く利用されています。

お問い合わせ

静岡県弁護士会 静岡支部
静岡県弁護士会 沼津支部
静岡県弁護士会 浜松支部

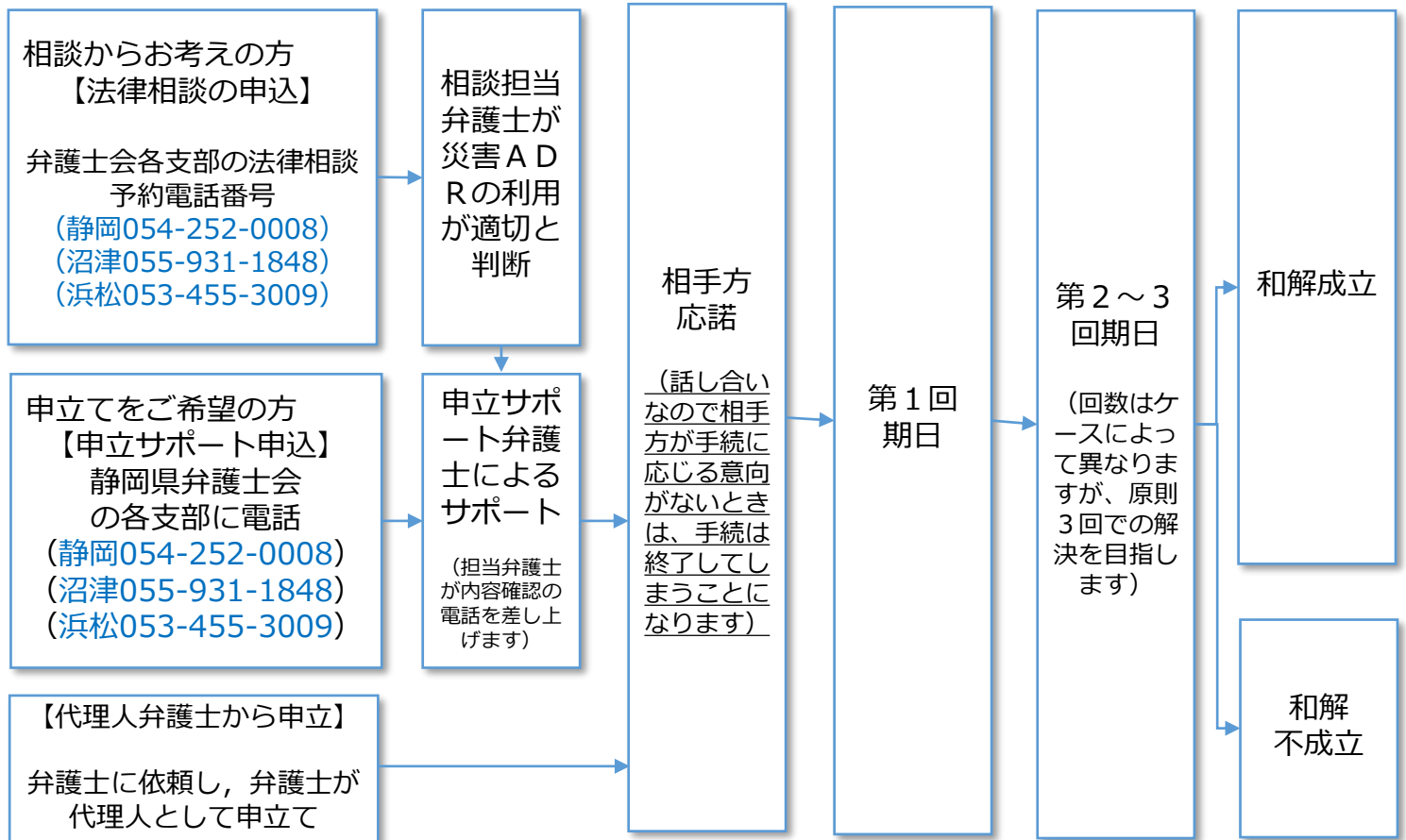
TEL 054-252-0008
TEL 055-931-1848
TEL 053-455-3009

〒420-0853
静岡市葵区追手町10-80
〒410-0832
静岡県沼津市御幸町24-6
〒430-0929
静岡県浜松市中区中央1-9-1



ホームページは
こちら↑

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料（通常11,000円）は、**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額の**半額**を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～200万円以下	5%+3万円
200万円超～500万円以下	3%+7万円
500万円超～5000万円以下	2%+12万円
5000万円超～1億円以下	1%+62万円
1億円超	0.5%+112万円

(別途消費税が加算されます)

お問い合わせ

静岡市 島田市 焼津市
藤枝市 牧之原市 御前
崎市 榛原郡の方

静岡県弁護士会 静岡支部 電話 054-252-0008
〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

熱海市 伊東市 三島市
田方郡 駿東郡 伊豆の国市
伊豆市 沼津市 御殿場市
裾野市 下田市 賀茂郡
富士市 富士宮市の方

静岡県弁護士会 沼津支部 電話 055-931-1848
〒410-0832 静岡県沼津市御幸町24-6

掛川市 菊川市 周智郡
浜松市 磐田市 袋井市
湖西市の方

静岡県弁護士会 浜松支部 電話 053-455-3009
〒430-0929 静岡県浜松市中区中央1-9-1